

令和6年度 第9回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和6年度第9回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和6年12月25日(水) 14:00~14:40	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1番 山田 隆見 2番 下河内 昭博 3番 川尻 一行 5番 清水 正子 6番 室元 文雄 7番 中福 留美 9番 小原 正清		
欠席委員	4番 村上 浩司 8番 田中 正彦		
出席者 総 数	出席委員 7名		
事務局 職 員	事務局長 猪垣 英治 書 記 佐山 靖裕 書 記 永村 由美 書 記 小山内 紘介		
傍 聴 者	向井 推進委員		
議事録 署名委員	1番 山田 委員 2番 下河内 委員		
提出議題	議事 諸報告 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第46号 農用地利用集積計画の決定について 議案第47号 江田島市地域計画の策定について 協議事項		

1 開 会

事務局長 皆様、年末の忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。只今から令和6年度第9回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者は、委員総数9名中、7名が出席されています。欠席された2名の委員の方については、連絡をいただいております。また、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本日の総会は成立していることを御報告します。また、議事録作成のため、本会議を録音させていただきます。

それでは、最初に小原会長が、皆様に御挨拶申し上げます。

小原会長 皆様、年末の忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。何事も忙しくなっておりますが、心だけは、ゆとりをもっていきたいと思っております。本総会も議事進行に御協力をよろしくお願ひします。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、小原会長が議長となります。小原議長よろしくお願ひします。

2 議事録署名者の指名について

議 長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては、1番の山田委員と2番の下河内委員の指名をお願いさせていただきます。よろしくお願ひします。なお、書記に猪垣事務局長、佐山、永村、小山内の4名の書記を指名いたします。

3 諸 報 告

日程第3の諸報告です。事務局の方からお願ひします。

永村書記 本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条の許可申請について。

2つ目は、農地法第4条の許可申請について。

3つ目は、農地法第5条の許可申請について。

4つ目は、非農地証明の申請について。

5つ目は、農用地利用集積計画の決定について。

6つ目は、刑法の一部改正に伴う規則の改正について。

以上です。

議 長 それでは、日程第4の議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してもらいます。

永村書記	<p>議案第 37 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和 6 年 12 月 25 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>お手許に現地写真をお配りしておりますので、併せて御覧ください。 番号 1、貸し人、A、75 歳、住所、江田島市江田島町、職業、農業。 借り人、B、43 歳、住所、江田島市大柿町、職業、農業。 所在地、江田島町●●__丁目__番__の 1 筆、面積は、971 m²。 申請理由は賃貸借で、貸し人は「農地の適正な管理が難しくなり、今後、遊休農地となる可能性が高い。今回、土地の貸借について借り人と合意が得られたため、有償で貸し付ける。」 譲受人は「当該地の近隣でオリーブ栽培を行っており、今回、営農の規模拡大を図るため有償で借り受ける。所有権移転後は、イチジク栽培を行う。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議 長	<p>私が関係委員となります。(9 番、会長)</p> <p>Bさんは、議案にも書いているとおり江田島市版農地バンク制度で、農地を借りられています。Aさんは、私の家の隣に住んでおられまして、当該農地は今年度まで営農されていまして農地でございます。イチジク部会で生産量がトップを争うほどの農家の方で、当該地には水も整備されており非常に良い農地だと思います。</p> <p>何か御質問等ございませんか。</p>
委 員	<p>無しの声あり。</p>
議 長	<p>採決に入ります。本案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>全員挙手。</p>
議 長	<p>全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。</p>
佐山書記	<p>番号 2、譲渡人、C、75 歳、住所、広島市安芸区、職業、無職。 譲受人、D、31 歳、住所、江田島市沖美町、職業、会社員。 所在地、能美町●●字○○__番__、外 1 筆、合計面積は 233 m²。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「当該地を相続により取得したが、市外に居住し適正な管理が困難になったため、隣接する家屋と併せて有償で譲り渡す。」 譲受人は「今回、購入する家屋に居住しながら自家消費用の果樹、野菜類を栽培するため有償で譲り受ける。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>

議長	2番の案件につきましては、室元委員が関係委員となりますので説明をお願いします。(6番、室元委員)
室元委員	今、事務局が説明したとおり居宅と畑は道1本挟んだ農地ですので、適正に管理してもらえenと思います。
議長	何か御質問等ございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	番号3、譲渡人、E、65歳、住所、福岡市東区、職業、無職。 譲受人、F、39歳、住所、江田島市江田島町、職業、農業。 所在地、江田島町字●●__番__の1筆、面積は1,476㎡。 申請理由は贈与で、譲渡人は「県外に居住しており相続した実家や農地の管理が困難になるため、親戚である譲受人に無償で譲り渡す。」 譲受人は「当該地を使用貸借契約で耕作してきた。今回、譲渡人と土地の所有権移転について合意が得られたため、貸借の合意解約を行い、無償で譲り受ける。所有権移転後も引続き出荷用の柑橘を耕作していく。」 農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。
議長	3番の案件につきましては、私が関係委員となります。(9番、会長) 現地写真の丸がされている場所が少しずれており、もっと上に農地があるので、今回の当該地は少し下側です。耕作は間違いなく行われておりますので、後は問題ないのでお願いします。 御質問等はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	番号4、譲渡人、G、65歳、住所、福岡県東区、職業、無職。

譲受人、H、76歳、住所、江田島市江田島町、職業、農業。

所在地、江田島町●●__丁目__番__の1筆、面積は、718㎡。

申請理由は贈与で、譲渡人は「県外に居住しており相続した実家や農地の管理が困難になるため、親戚である譲受人に無償で譲り渡す。」

譲受人は「当該地を使用貸借契約で耕作してきた。今回、譲渡人と土地の所有権移転について合意が得られたため、貸借の合意解約を行い、無償で譲り受ける。所有権移転後も引続き出荷用の柑橘を耕作していく。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 4番の案件につきましては、私が関係委員となります。(9番、会長)

当該園地では不知火という品種の柑橘を耕作しておりますが、樹が大分、傷んではいますが、貸し付けから所有権移転に変更されることには、問題はないと思います。

御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 無いようですので採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。以上で3条の審議を終わりました、議案第38号、農地法第4条による許可申請について事務局、お願いします。

永村書記 議案第38号、農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和6年12月25日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請人氏名、I、住所、広島市南区、職業、歯科医師。

所在地、大柿町●●字○○__番__の1筆、面積は、23㎡。

申請理由は雑種地への転用で、申請人は「30年以上前から屋根付き駐車場として使用してきた。今回、所有権移転をするに当たり農地であることが判明したため、始末書を添えて申請し地目変更登記を行う。」

現況は、屋根付き駐車場1台分となっており本案件は、追認案件となります。以上御審議をお願いします。

議長 1番の案件につきましては、中福委員が関係委員となりますので説明をお願いします。(7番、中福委員)

中福委員 写真を見ていただいたら分かりますように、屋根付き駐車場として30年前か

ら使用していたものです。所有権移転するには、地目変更登記が必要となりますので、よろしくお願いします。

議長 何か御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員挙手。

委員

議長 全会一致で、許可といたします。以上で4条の審議を終わりました。議案第39号、農地法第5条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。

永村書記 議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和6年12月25日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、貸し人、J、外1名、住所、広島市佐伯区、職業、無職。

借り人、K、住所、広島市西区、職業、自営業。

所在地、沖美町●●字○○__番__の1筆、面積は、1,008㎡。

申請理由は賃貸借で、貸し人は「長期に渡り休耕中になっており、適正な管理が行われなままとなっていたので、有償で貸し付ける。」

借り人は「当該地は海岸線の眺めの良い人目を惹く農地で、新たな土地活用として飲食店を運営するため、20年の期間で賃貸借契約を行う。」

店舗建屋1棟、駐車場、庭、ドッグラン1面、庭として利用する。

現地写真は、11ページになります。以上、御審議をお願いします。

議長 1番の案件につきましては、下河内委員が関係委員となりますので、説明をお願いします。(2番、下河内委員)

下河内委員 特段、問題はないと思いますが、20年間の賃貸借期間が長過ぎると思います。賃貸借での契約でしょうから転用して農地でなくなるし、税金も高くなるでしょうから。

佐山書記 既に契約書も交わしておりますし、農業委員会事務局から売買の方が良いとも言えませんから。太陽光発電で土地の所有者から相談があった場合は、売った方が良いとアドバイスは必ず行います。

議長 他に御質問等はありませんか。

無しの声あり。

委員	
議長	採決に移ります。この1番の案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で、許可といたします。以上で5条の申請を終わりました、議案第40号、非農地証明の申請について、説明をお願いします。
永村書記	議案第40号、非農地証明の申請について。農地法第2条第1項の規定により、次のとおり申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和6年12月25日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。
	議案の25ページを御覧ください。 番号1につきましては、申請者の都合により取下げとなりました。
	番号2、申請者、L、住所、広島市安佐南区。 所在地、大柿町●●字○○__番、外1筆、合計面積は、313㎡。 申請理由は「約50年以上前から耕作しないまま現在に至っている。今後も営農することが不可能なので、山林に地目変更登記を行うため申請する。」 現地写真は、12ページになります。以上、御審議をお願いします。
議長	2番の案件につきましては、中福委員が関係委員となりますので、説明をお願いします。(7番 中福委員)
中福委員	当該地の下の方では建設会社の私有地となっている場所があり、進入不可能となっていますので、非農地は仕方ないと思います。
	何か御質問等はありませんか。
議長	無しの声あり。
委員	採決に移ります。この2番の案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
議長	全員挙手。
委員	全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。
議長	
永村書記	番号3、申請人、M、住所、江田島市能美町。 所在地、沖美町●●字○○__番__の1筆、面積は、673㎡。 申請理由は「平成27年に贈与で当該地の所有権を亡き夫が取得したが、その

当時より耕作はできていなかったもので、現況は山林となっている。今回、地目変更登記を行うため申請する。」

以上、御審議をお願いします。

議長

3番の案件につきましては、田中委員が関係委員となりますので、事務局は代わりに説明をお願いします。(佐山書記)

佐山書記

当該地の近隣に耕作地はなく、イノシシの防除柵や里道が潰れているので、なかなか当該地に辿り着けなかったです。近所の住民の方が案内してくれたおかげで、何とか現地確認しましたが、既に荒れて時間が経過しており山林で問題ないと思います。

議長

何か御質問等はありませんか。

委員

無しの声あり。

議長

採決に移ります。この3番の案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員

全員挙手。

議長

ありがとうございました。全会一致で、許可といたします。以上で、非農地証明の審議を終わります。議案第41号、農用地利用集積計画の決定について、事務局は、説明をお願いします。

永村書記

議案第41号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について依頼があったので、農業委員会の議決を求める。

令和6年12月25日提出。農業委員会会長 小原 正清。

議案の35ページを御覧ください。

今回の2件の内容は更新で、関連した案件になりますので併せての審議とさせていただきます。

番号1, 2、貸し手氏名、N、住所、山口県下松市。

権利の種類、所有権、借り手氏名、O、住所、江田島市能美町。

所在地、番号1、能美町●●字○○__番__、面積、802 m²。

所在地、番号2、能美町●●字○○__番__、面積、1,484 m²。

権利の種類、所有権、利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、果樹、始期、令和7年1月1日、終期、始期から5年間、借り賃、2筆合計で10,000円、支払方法、口座振込、継続の案件2件です。

以上、御審議をお願いします。

何か御質問等ございませんか。

議長 無しの声あり。

委員 採決に移ります。この計画を決定することについて、賛成の方の挙手をお願いします。

議長 全員挙手。

委員 全会一致で、決定といたします。以上で、農用地利用集積計画の審議を終わります。議案第 42 号、江田島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則案について、事務局は説明をお願いします。

永村書記 議案第 42 号、江田島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則案について。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、江田島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する必要があるため、農業委員会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 25 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

別添資料 3 枚目の新旧対照表を御覧ください。

改正案と現行とありますように、刑法の一部改正により「禁固刑」から「拘禁刑」という文言に変更となりましたので、推進委員の応募届出書の様式の文言を変更するものです。

何かご質問等ございませんか。

議長 無しの声あり。

委員 採決に移ります。この様式を変更することに、賛成の方の挙手をお願いします。

議長 全員挙手。

委員 全会一致で本規則の改正について決定といたします。以上で本日の全審議を終了しました。日程第 5 号の協議事項について事務局は、何かありますか。

永村書記

- ・新年会の開催について。
- ・視察研修の予定について。